

令和6年 12月 1日

寿生苑ショートステイ重要事項説明書

社会福祉法人 今山会
寿生苑ショートステイ

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第 4071200390 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス及び生活支援ショートステイサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方及び福岡市より生活支援ショートステイの利用登録証の発行を受けた方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	9

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 今山会 |
| (2) 法人所在地 | 福岡市西区田尻東3丁目2705番地の1 |
| (3) 電話番号 | 092-806-8822 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 西 原 幸 作 |
| (5) 設立年月 | 平成元年5月8日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 事業所番号 第 4071200390 号
指定短期入所生活介護事業所 平成 12 年 2 月 1 日 指定 福岡県
指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日 指定 福岡県
※当事業所は特別養護老人ホーム寿生苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 要介護者等の利用者の心身の状況により、又は、家族の疾病、冠婚葬祭等の理由により、若しくは利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むに支障がある者を対象に、本人や家族の意向等を基本に利用者が快適に、安心して利用できるような介護サービスの提供を目的とする。
- (3) 事業所の名称 寿生苑ショートステイ
- (4) 事業所の所在地 福岡市西区田尻東 3 丁目 2705 番地の 1
- (5) 電話番号 092-806-8822
- (6) 事業所長（管理者）氏名 中 村 浩
- (7) 当事業所の基本姿勢

基本姿勢

- ・敬愛の精神（うやまい、親しみの心を持って接します。）
- ・人権尊重（人と人との関わりを大切にします。）
- ・尊厳ある生活（人間らしい、あたりまえの生活を目指します。）

- (8) 開設年月 平成元年 1 2 月 1 日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	毎日 9：00～18：00

- (10) 利用定員 6 人（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 2 人部屋ですが、他の利用者の状況や空き状況等により居室を 4 人部屋に変更する場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	2 室	
2 人部屋	6 室	
4 人部屋	1 8 室	
合 計	2 6 室	
食堂	1 室	
機能訓練室	1 室	[主な設置機器] 平行棒・階段昇降等
浴室	2 室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

トイレの場所（居室内）
 ショートステイ専用の床頭台
 テレビ無料貸出

(12) 送迎実施地域：福岡市、糸島市（二丈を除く）

※送迎実施区域内でも遠方の送迎はご相談させていただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数	区 分				常 勤 換 算 後 の 人 員	指定基準	保 有 資 格
		常勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施設長	1	1				1	1	看護師
生活相談員	2	1	1			2	1	社会福祉士等
介護職員	38	18		20		28	26	介護福祉士等
看護職員	5	5				5	3	看護師等
介護支援専門員	1	1				1	1	介護支援専門員
機能訓練指導員	2	2				2	1	理学療法士等
医 師	2			2			2	内科、精神科
栄養士	2	2					1	管理栄養士

(特別養護老人ホーム職員を含む)

職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 日
施設長	常勤勤務 (9:00～18:00)	4週8休
生活相談員	常勤勤務 (9:00～18:00)	4週8休

介護職員	・早出 (7:00～16:00) ・日勤A (9:00～18:00) 日勤B (10:00～19:00) ・遅出 (12:00～21:00) ・夜勤 (16:00～翌 10:00) (22:00～翌 7:00)	原則として 4 週 8 休
看護職員	・早出 (7:00～16:00) ・日勤 (9:00～18:00)	原則として 4 週 8 休
機能訓練指導員	・日勤 (9:00～18:00)	原則として 4 週 8 休
医師	週 2 日 内科 (月・金曜日) 12:30～14:00 月 2 日 精神科 (第 2・4 水曜日) 14:00～16:00 勤務します	
栄養士	常勤勤務 (9:00～18:00)	4 週 8 休

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金が福岡市の実施する地域支援事業から助成される場合
- (3) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険給付対象となるサービス（契約書第 4 条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

◎指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス

＜サービスの概要＞

①食事等の介護

- ・心身の状況に応じた食事介助を行います。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度及び要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

短期入所生活介護

要介護度	併設型短期入所生活介護費Ⅱ 多床室（1割） 併設型短期入所生活介護費Ⅰ 従来型個室（1割）		併設型短期入所生活介護費Ⅱ 多床室（2割） 併設型短期入所生活介護費Ⅰ 従来型個室（2割）	
	603単位	637円	603単位	1,273円
要介護1	603単位	637円	603単位	1,273円
要介護2	672単位	709円	672単位	1,418円
要介護3	745単位	786円	745単位	1,572円
要介護4	815単位	860円	815単位	1,720円
要介護5	884単位	933円	884単位	1,866円

短期入所生活介護

その他の介護費用	1日及び1回当りの 単位数	介護保険適用時 自己負担額（1割）
看護体制加算Ⅰ	4単位	6円
夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位	14円
送迎体制加算	184単位	195円
サービス体制強化加算Ⅲ	6単位	7円
機能訓練体制加算	12単位	13円
若年認知症利用者受入加算	120単位	127円
在宅中重度者受入加算	425単位	449円
個別機能訓練加算	56単位	59円
緊急短期入所受入加算	90単位	95円
医療連携強化加算	58単位	62円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数 ×136／1,000	

※上記加算は該当するもののみ、算定いたします。

※2割負担の場合は上記自己負担額が2倍、3割負担の場合は3倍になります。

※平成24年4月～介護職員処遇改善加算が算定されます。

※平成27年4月～サービス提供体制加算は区分支給限度基準額外で算定されます。

連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合は

一日につき 30 単位を所定単位数から減算されます。

介護予防短期入所生活介護

要支援度	併設型介護予防短期入所 生活介護費Ⅱ多床室（１割） 併設型介護予防短期入所 生活介護費Ⅰ従来型個室（１割）		併設型介護予防短期入所 生活介護費Ⅱ多床室（２割） 併設型介護予防短期入所 生活介護費Ⅰ従来型個室（２割）	
	4 5 1 単位	4 7 6 円	4 5 1 単位	9 5 2 円
要支援 1				
要支援 2	5 6 1 単位	5 9 2 円	5 6 1 単位	1, 1 8 4 円

介護予防短期入所生活介護

その他の介護費用	１日及び１回当りの 単位数	介護予防適用時 自己負担額（１割）
機能訓練体制加算	1 2 単位	1 3 円
個別機能訓練加算	5 6 単位	5 9 円
サービス体制強化加算 Ⅲ	6 単位	7 円
緊急短期入所受入加算	9 0 単位	9 5 円
若年性認知症利用者受 入加算	1 2 0 単位	1 2 7 円
送迎体制	1 8 4 単位	1 9 5 円
介護職員等処遇改善加 算Ⅱ	総単位数 × 1 3 6 / 1, 0 0 0	

※上記加算は、該当するもののみ算定いたします。

※2 割負担の場合は上記自己負担額が倍、3 割負担の場合は 3 倍になります。

*利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行うときは送迎費用を徴収致します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付及び予防給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者負担として費用の 1 割の他に、食費（１日当たり 1, 4 4 5 円）と滞在費（１日当たり（従来型個室 1, 2 3 1 円、多床室 9 1 5 円））を負担していただくことになります。

☆介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）福岡市地域支援事業の助成対象となるサービス（契約書第５条参照）＊

以下のサービスは、福岡市地域支援事業より利用料金の一部が助成されます。

◎生活支援ショートステイサービス

＜サービスの概要＞

- ・福岡市の介護保険第１号被保険者（65歳以上の福岡市に介護保険料を納めている人）でありかつ虚弱な人で、介護者の事情などで住宅での生活が難しく、一時的に施設サービスの提供を必要とし、介護保険の適用を受けない人が対象となります。
- ・介護予防の観点から、施設に一時的に宿泊し、生活習慣などの指導を行うとともに体調調整を行うことが望ましい場合、または、家族が急な理由で数日間留守をするが、心身の状況により家での生活に支障をきたす場合等に利用できます。
- ・利用回数：１年度に18日を限度として利用できます。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第８条参照）

利用料金	市助成額	自己負担額
5,200円	2,600円	2,600円

（２）給付対象とならないサービス（契約書第６条、第８条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食費のうち、利用者負担となるものは「食材料費」＋「調理費」相当です。

朝食…395円	・	昼食…525円	・	夕食…525円
---------	---	---------	---	---------

- ・食事のキャンセルは前日までにご連絡ください。
連絡がない場合は食事を準備致しますので、食べられてなくても、料金を頂きます。
- ・利用者の所得段階により、下記の負担額の上限があります。

利用者負担	第４段階	第３段階②	第３段階①	第２段階	第１段階
金額	1,445円	1,300円	1,000円	600円	300円

（食事時間）

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30

但し利用者の状態により食事時間が変更になる可能性があります。

②滞在費

- ・居室は、多床室、従来型個室の２つあります。
多床室は、光熱水費相当

従来型個室は、室料と光熱水費相当

利用者は、上記居室を使用した場合は、下記金額（1日当り）を支払うものとします。

利用者負担	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
多床室	915円	430円	430円	0円
従来型個室	1,231円	880円	480円	380円

③理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり実費

[美容サービス]

月2回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり実費

④生活支援ショートステイ利用に係る送迎費用

利用料金：片道500円

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月15日迄に契約者にご請求します。お支払については、金融機関口座からの自動振替となります。

ご利用できる金融機関：西日本シティ銀行・福岡銀行・佐賀銀行・ゆうちょ等

詳しくは、担当職員にお聞き下さい。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス及び生活支援ショートステイサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）＊

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口	塩田 弓子	○第三者委員
〔職名〕	生活相談員	加来野 靖
○苦情解決責任者	中 村 浩	三 苫 高明
〔職名〕	施設長	
○受付時間	毎週日曜日～土曜日 9：30～17：30	

苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・相談及び苦情があった場合、相談担当者が相談者へ連絡を取り面談や自宅訪問等の方法により状況の把握を行います。
- ・相談担当者は、当該担当者に状況の説明を求め、検討会議を実施し、利用者や家族からの相談及び苦情に対する対応を協議します。
- ・協議された事項及び対応について速やかに相談者に報告、説明し、理解協力を得ます。（検討対応に２日以上要するときは、相談者にその旨を連絡し、承諾を得ること）
- ・相談及び苦情の内容、検討事項、結果などについては、記録台帳に記載するとともに、再発防止に役立てます。
- ・相談及び苦情の検討や対応にあたって、必要に応じ事業所責任者や居宅サービス提供者等と連携して対応します。

（２）行政機関その他苦情受付機関

福岡市西区役所 介護保険担当課	所在地	福岡市西区姪浜 9 5 7－1 0
	電話番号	0 9 2－8 9 5－7 0 6 6
	F A X	0 9 2－8 8 1－5 8 7 4
	受付時間	9：0 0～1 7：0 0（平日）
福岡市東区役所 介護保険担当課	所在地	福岡市東区箱崎 2 丁目 5 4－1
	電話番号	0 9 2－6 4 5－1 0 7 1
	F A X	0 9 2－6 3 1－2 1 3 1
	受付時間	9：0 0～1 7：0 0（平日）
福岡市博多区役所 介護保険担当課	所在地	福岡市博多区博多駅前 2 丁目 9－3
	電話番号	0 9 2－4 1 9－1 0 7 8
	F A X	0 9 2－4 5 2－6 7 3 5
	受付時間	9：0 0～1 7：0 0（平日）
福岡市中央区役所 介護保険担当課	所在地	福岡市中央区大名 2 丁目 5－3 1
	電話番号	0 9 2－7 1 8－1 0 9 9
	F A X	0 9 2－7 1 4－2 1 4 1
	受付時間	9：0 0～1 7：0 0（平日）
福岡市南区役所 介護保険担当課	所在地	福岡市南区塩原 3 丁目 2 5－1
	電話番号	0 9 2－5 5 9－5 1 2 1
	F A X	0 9 2－5 6 1－2 1 3 0

	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (平日)
福岡市城南区役所 介護保険担当課	所在地	福岡市城南区鳥飼6丁目1-1
	電話番号	0 9 2 - 8 3 3 - 4 1 0 2
	F A X	0 9 2 - 8 2 2 - 2 1 4 2
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (平日)
福岡市早良区役所 介護保険担当課	所在地	福岡市早良区百道2丁目1-1
	電話番号	0 9 2 - 8 3 3 - 4 3 5 2
	F A X	0 9 2 - 8 5 1 - 2 6 8 0
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (平日)
糸島市役所 介護保険担当課	所在地	糸島市前原西1-1-1
	電話番号	0 9 2 - 3 2 3 - 1 1 1 1
	F A X	0 9 2 - 3 2 1 - 1 1 3 9
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (平日)
国民健康保険団体連合会	所在地	福岡市博多区吉塚本町13-47
	電話番号	0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9
	F A X	0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 7
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (平日)
福岡県運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)	所在地	春日市原町3丁目1番地7(クローバープラザ4階)
	電話番号	0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1
	F A X	0 9 2 - 5 8 4 - 3 3 5 4
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 (火～日曜日)

行政虐待相談窓口

福岡市保健福祉局 高齢社会部事業者指導課	電話番号	0 9 2 - 7 1 1 - 4 3 1 9
福岡市西区役所 保健福祉センター 地域保健福祉課(権利擁護担当)	所在地	福岡市西区姪浜957-10
	電話番号	0 9 2 - 8 9 5 - 7 0 7 9
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (平日)

6. 非常災害対策

非常災害時の取り組み対策は、次のとおりとする。

- ・消火訓練、避難誘導訓練(昼間・夜間)の訓練実施。
- ・消防署による教育研修で、災害の怖さ、常日頃からの災害防止の重要性等の防災意識の向上及び徹底。
- ・災害発生時には、緊急連絡網に従い連絡し対応する。

7. 事故発生の防止及び事故発生時の対応

施設内において、事故発生の防止のために、対策委員会を設置し施設の整備及び知識を深めます。また、事故発生した場合は、事故を分析し改善策を施設全体で共有し再発防止につなげます。

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護及び生活支援ショートステイの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに利用者の家族や主治の医師、又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護及び生活支援ショ

ートステイの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

8. 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続

- 1) 施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス及び生活支援ショートステイサービス提供時において、緊急やむを得ず身体拘束を行う際は、切迫性・非代替性・一時性の三つの要件を満たし、かつ身体拘束委員会で検討し、その必要性の確認を行い、委員会の内容を記録するものとする。
- 2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

9. 褥瘡防止対策

施設における体制の整備や褥瘡に関する基礎知識を養うために、施設内に対策委員会を設置すると共に、定期的に職員研修会を行い、褥瘡発生の予防に努めます。

10. 感染症対策について

感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐため、日常よりマニュアルに従ってその予防に努めると共に、感染症対策委員会を設置し、月1回開催しその結果を職員に周知致します。又、感染症の発生が疑われる際には対処手順に従い対応いたします。

また、年1回以上職員研修を実施し、感染症及び食中毒予防に対する知識と意識を向上させて参ります。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス及び生活支援ショートステイサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

寿生苑ショートステイ

説明者職名 生活相談員

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス及び生活支援ショートステイサービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

代理人・連帯保証人

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 3286.16㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

介護老人福祉施設 定員 80名

通所介護及び介護予防通所介護 定員 35名

居宅介護支援事業所

訪問介護及び介護予防訪問介護

生活支援ハウス 定員 9名

(4) 施設の周辺環境

施設周辺には野鳥の観察で有名な今津湾があり、近くには中学校、高校等もある文教地区でもある。更に住宅地の中に位置し静かな生活環境である。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

3名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

5名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

2名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の医師を配置しています。

3. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ② ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

危険物、ペット、薬物、その他事務所までご相談下さい。

※貴重品・貴金属等は紛失や破損の恐れがあります。万が一紛失・破損した場合は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

やむを得ず医療を必要とする場合は、ご契約者の主治医と連携を取り対処する。

5. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 17 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「支援計画」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生

- 活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、1 ヶ月の猶予を以って本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。